

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題

第 62 回 自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想 (5) 申請主義からプッシュ型給付へ

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

前 4 回^{*1~4}に引き続き、私の試案である自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想について説明します。今回は、申請主義からプッシュ型給付へというテーマです。なお、このテーマについては、日経クロステックの拙稿^{*5}もあわせてご覧くださいとありがたいです。

なお、自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想は大きなテーマなので、次回以降も引き続き説明する予定です。

2 制度や業務の見直しの必要性

私が提案している自治体のコンピュータ・システム統一では、現在、各自治体がバラバラに開発、運用、保守しているコンピュータ・システムをリプレースすることになります。そして、リプレースでは業務の見直しを行うことがセオリーです。

しかし、国や自治体では既存制度が法令になっていることが多く、既存制度ありきでコンピュータ・システムのリプレースが行われることが多いと感じます。既存制度ありきになると、業務見直しの余地が極めて限定的になります。

そもそも、既存制度は普遍的なものなのでしょうか。我が国の現行制度には、戸籍制度（1872 年）のように明治時代に作られたものと所得税源泉徴収制度（1940 年）や年金制度（1942 年）、失業保険制度（1947 年）、住民基本台帳制度の前身である住民登録制度（1947 年）のように戦中戦後に作られたものがあります。これらが作られた時代の情報通信インフラは、明治時代については郵便、対面を前提とした移動手段という意味で鉄道、1940 年代には、電話がある程度普及しているという状況です。そして、明治、1940 年代ともに、コンピュータではなく紙とそろばんです。当然のこととして、制度はこれらの情報通信インフラを前提に作られています。

コンピュータが普及した後にできた制度も、現在の情報通信インフラに必ずしも対応したのものになっていないのではないのでしょうか。

3 制度や業務見直しの視点—現在の職員の半数で業務を遂行できることを目標に

制度や業務を見直すには、目標が必要です。私は、現在の技術水準で可能な限り国や自治体の業務を効率化することを目標にするのがよいと考えています。ただ、これでは漠然としています。

第 62 回 自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想（5）申請主義からプッシュ型給付へ

そこで、我が国の将来像をもとに考えてみます。

我が国では 2040 年に向けて人口が減少し、高齢化が進み、労働力人口は人口減少分よりもさらに大きく減少します。しかし、国や自治体ではやるべき仕事はやらないといけません。どうしたらよいのでしょうか。定型業務を半分の人員でこなす必要があるのではないのでしょうか。

この問題提起は、総務省の自治体戦略 2040 構想研究会が 2018 年に公表した「自治体戦略 2040 構想研究会第二次報告」に記載されているものです。この報告のサブタイトルは「人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか」となっています。そして、この報告における「基本的考え方」では最初にコンピュータ・システムへの言及があり、コンピュータ・システムへの期待が高くなっています。もっとも、コンピュータ・システムだけでは半分の人員で業務が遂行できることはないかもしれませんが、コンピュータ・システムを使わなければ難易度はもっと上がります。

4 民間企業の業務見直しとの共通点

コンピュータ・システムで国や自治体業務の効率化を図るとして、どう考えればよいのでしょうか。「国民・住民は顧客」と考えると、やるべきことや考慮すべきことは民間企業と変わりません。国や自治体業務の効率化を目指すとともに、国民・住民の利便性向上も実現しなければなりません。仮に半分の職員でなんとか業務をこなせるようにしたとしても、国民・住民に不便を強いることになっては本末転倒です。民間企業が自身の効率化に成功しても顧客からそっぽを向かれては困るのと同じです。しかも自治体の場合、不便だからといって住民は簡単に転居できません。国の場合は、転居は海外移住ですからさらにハードルが上がります。それゆえ、国や自治体は業務の効率化と利便性の向上に真摯に取り組む必要があります。

5 申請をやめられないか

国や自治体業務の効率化と国民・住民の利便性向上の両立を考えるなら、私は申請主義を見直すのがよいと考えます。私は、2020 年の COVID-19 に伴う特別定額給付金のときにそれを強く感じました。それは以下の事情によります。

申請の弊害を挙げてみます。

まずは、国民・住民のデメリットです。

本当に給付を必要とする国民・住民が申請がないために給付を受けられない。

国民・住民が申請する手間がかかる。

特に、COVID-19 に伴う特別定額給付金では住民の申請の意思を確認することのバカバカ

しさを感じた方が多かったかもしれません。

次に、国や自治体のデメリットです。

本当に給付を必要とする国民・住民へ、申請がないために給付をできない。

提出された申請の審査の手間がかかる。

申請に不備があれば、申請者に連絡する必要がある。

申請がなければ給付を必要とする人に給付できないということは、給付が福祉施策として行われていることから、国や自治体の存在意義や福祉施策の存在意義にかかわる重大な問題です。

申請の審査の手間は、大量に申請のある業務では無視できないものになります。国民・住民が申請する手間を無視してよいということでは決してありませんが、オンラインないし郵送で可能、かつ簡単な申請であれば、一人一人の国民・住民にとって手間はわずかと言えるかもしれません。しかし、対象者が多い申請のとき、国や自治体では、大量の申請へ対応しなければなりません。あるいは、コンピュータ・システムの導入が必要になります。

6 申請主義の見直し—児童手当を例にして

本稿では、児童手当を例にして申請主義の見直しを考えてみます。

私が住んでいる自治体では、住民が自治体の窓口の子の出生届を提出しに行くと、児童手当の申請をするよう案内され、住民はその場で児童手当の申請書を作成、提出するようになっています。

出生届を提出した住民に児童手当の案内をするという方法が、住民と自治体にとって効率的なのでしょうか。

2021 年の子育て世帯臨時特別給付金については申請無しで児童手当の振込先口座へ給付した自治体がありました。国や自治体が国民・住民の公金受取口座を把握していれば、児童手当、COVID-19 に伴う特別定額給付金、2021 年の子育て世帯臨時特別給付金のいずれも申請無しの給付（プッシュ型給付）は可能と考えられます。米国とシンガポールでは、我が国の COVID-19 に伴う特別定額給付金と同様に、2020 年に COVID-19 に伴う現金給付を行っています。申請なしのプッシュ型で支給しています^{※6}。

児童手当を申請無しにすれば、住民からすると書類の作成、提出が不要になります。自治体からすると、窓口で住民に申請を促す、書類の書き方を説明する、提出された書類をチェックすることのいずれも不要になります。児童手当以外についても申請無しにできれば相当な業務の効率化につながります。

このように、申請主義は、国や自治体、国民・住民のいずれにとっても非効率になっています。

何らかの理由で児童手当を受け取りたくない住民がいるかもしれません。その場合だけは辞退届を出してもらうこととします。給付申請よりも辞退申請の方がはるかに少ないと考えられるので、効率がよくなります。そして何より、給付が福祉施策として行われていることから、困っていない国民・住民に給付を辞退できる機会を設けることよりも、困っている住民に漏れなく支給することを優先すべきと考えられます。

そして、他の自治体に転居したときには転入届を出すだけで、転居先の自治体が児童手当を給付してくれるという状況を実現できます。

7 プッシュ型給付で必要なこと

プッシュ型に切り替えるにあたってコンピュータ・システムなどの仕組みはどう整備したらよいのでしょうか。児童手当の支給に必要なのは、ある住民が子を養育しているという事実、住民が児童手当を受給したいという意思表示、の2点です。以前は所得制限がありましたが、今月から撤廃され、これに伴って年1回の現況届も廃止になりました。

2点のうち、意思表示、つまり申請を省略すると、子を養育している事実の確認が残ります。これは出生届や養子縁組届で代用できます。実際に自治体が支給するにあたっては支給先の住民の銀行口座を知る必要があります。これについては現在、任意ですが、国が利便性の向上のために国民・住民の公金受取口座の把握を進めています。

該当する住民に確実に給付することに加え、不正受給を防止することも欠かせませんがプッシュ型にしたからといって不正受給が容易になることはまずありません。

プッシュ型の前提となる出生届や養子縁組届について、児童手当をプッシュ型にしても虚偽の届けを出しやすくなることはありません。出生届には医師や助産師の出生証明が、養子縁組届には過去に出生届が提出された子の存在がそれぞれ必要です。ちなみに出生届や養子縁組届の虚偽届出については公正証書原本不実記載罪が、児童手当の不正受給には詐欺罪が、それぞれ適用されます。

なお、プッシュ型給付の実現には法律の改正が必要になります。児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第2項で受給資格者に自治体への申請を求めているからです。これを改める必要があります。

やや専門的になりますが公務員の扱いも変更する必要があります。児童手当法第17条で常勤の公務員については居住している自治体でなく勤務先から児童手当を支給することになっています。そのため、現行制度では自治体が、当該住民が子を養育しているという事実とともに、当該住民が常勤の公務員でないことを確認しないと児童手当を支給できません。

支給額は常勤の公務員か否かにかかわらず変わりません。常勤の公務員についても児童手当を居住する自治体から支給するよう制度をシンプルに改める必要があります。

8 我が国全体の効率化を

国や自治体が民間企業に委ねている、はっきり言うと押し付けている業務があります。そこまで含めて見直すと国や自治体そして民間企業の業務効率化に、ひいては我が国全体の効率化につながります。

9 （参考）自治体情報システム標準化・共通化の最新の動向

最近、自治体情報システム標準化・共通化（以下「標準化・共通化」と言います。）で注目すべき動きがあったので紹介します。1つ目は、先月、富士通と富士通 Japan が約 300 の自治体に標準化・共通化の期限である 2026 年 3 月に間に合わないと通知したことで⁷。2つ目は、今月 18 日に東京都がデジタル大臣と総務大臣に、「期限第一」ではなく「安全第一」への転換を強く求める緊急要望を行ったことです⁸。

10 おわりに

（1）お断りとお願い

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップしてください、貴重なものです。心より、お待ち申し上げております。

（2）私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の方法で連絡可能です。

researchmap（国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧）の Web サイトで私を検索してください。私のページの「ホーム」タブ（最初に表示されるページ）に私への連絡方法を掲載しています。

（3）官公庁 4.0 研究会が活動を始めました。

今年度、情報システム学会の中に、官公庁 4.0 研究会を設置しました。私が主査（代表）をしております。8 月 31 日（土）、9 月 28 日（土）、10 月 19 日（土）と計 3 回、研究会を開催しました。今後は、現時点で 11 月 23 日（土・祝）の 14 時から開催を予定しています。オンライン開催です。ご興味のある方は「官公庁 4.0 研究会」で検索してください。

第 62 回 自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想（5）申請主義からプッシュ型給付へ

※ 1）岩崎和隆，“自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想（1）概要”，

<https://www.issj.net/mm/mm19/03/mm1903-gk-gk.pdf> 参照 2024-10-20，情報システム学会メールマガジン，No. 19-03，2024.

※ 2）岩崎和隆，“自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想（2）統一システムの具体像”，

<https://www.issj.net/mm/mm19/04/mm1904-gk-gk.pdf> 参照 2024-10-20，情報システム学会メールマガジン，No. 19-04，2024.

※ 3）岩崎和隆，“自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想（3）住基ネット判例との整合性”，<https://www.issj.net/mm/mm19/05/mm1905-gk-gk.pdf> 参照 2024-10-20，情報システム学会メールマガジン，No. 19-05，2024.

※ 4）岩崎和隆，“自治体のコンピュータ・システム統一と国・自治体の役割分担の見直し構想（4）自治体独自施策のパッケージ化による地方自治の下支え”，

<https://www.issj.net/mm/mm19/06/mm1906-gk-gk.pdf> 参照 2024-10-20，情報システム学会メールマガジン，No. 19-06，2024.

※ 5）岩崎和隆，“定型業務を半分の人員でこなす、それが DX の第一歩”，

<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01195/092600108/>参照 2024-10-20，本音で議論、企業情報システムの「勘所」，日経クロステック，2024.

※ 6）田村なつみ，“諸外国における家計向け現金給付”，

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11562801_po_1121.pdf?contentNo=1 参照 2024-10-20，調査と情報，No. 1121，国立国会図書館，2020.

※ 7）大豆生田崇志，“自治体システム標準化に激震、富士通が約 300 自治体に期限内の移行断念を通知”，<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/09791/>参照 2024-10-20，ニュース解説，日経クロステック，2024.

※ 8）東京都，“地方公共団体の基幹業務システムの標準化に関する緊急要望について”，<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/10/18/03.html> 参照 2024-10-20，2024.